

特定小売供給約款以外の供給条件

令和2年7月3日からの大雨による災害に関する特別措置

令和4年6月24日 実施

九州電力株式会社

令和4年6月24日 20220616資第42号 認可

この特定小売供給約款以外の供給条件は、電気事業法等の一部を改正する法律附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法第21条第1項ただし書の規定により特定小売供給約款以外の供給条件として認可を受けたものであります。

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

令和2年7月3日からの大雨による災害により、当社供給区域内のお客さまが被災し、令和2年7月4日、熊本県及び鹿児島県の一部地域に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村（令和2年7月4日以降、令和2年7月3日からの大雨による災害により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまが、被災時から引き続きまったく電気を使用されず需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和6年6月末日までに行なわれ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

（実施期間満了日：令和6年6月末日）

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること
- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力をこえないこと

2. 被災されたお客さまが被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で、その申込みが令和6年6月末日までに行なわれたときは、その臨時工事費を免除する。

（実施期間満了日：令和6年6月末日）

3. 被災されたお客さまが被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信装置および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが令和6年6月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

（実施期間満了日：令和6年6月末日）